

ジャーリスト

伊方原発訴訟判決をめぐつて

座談会

雄川一郎 東京都立大学教授
下山瑛二 理化学研究所
梶田敦 東京大学工学部教授
都甲泰正 東京大学工学部教授

一 裁判での争点

(1) 事件の経緯

雄川 ご承知のように、いわゆる伊方原発訴訟に関する第一審の判決（昭和五年四月二十五日松山地裁判決）が出まして、結果は政府側といいますか、あるいは実体的にいえば電力会社側ということになるのかもわかりませんが、被告の勝訴になりました。

原告側としてはそれに不服で、控訴する模様でございますから、この判決でこの事件に決着がすぐつけられたというわけのものではありませんけれども、この判決はいろいろな意味で各方面から注目されたところでございます。「ジャーリスト」でも訴訟事件ということですから、

当然関心を寄せるべき問題で、この判決については、この号で特集をいたしました、法律家、あるいは科学者の専門的な立場からの論説が載せられております。

そこでこの席では、私どもと申しますか、私は法律家のほうでございますけれども、法律家は法律家なりにこの判決を読みまして、いろいろな感想、あるいは疑問という点があり得るわけですし、科學の方面の先生方にとっても同じことがありました。

かく申んで経緯を言えれば、四国電力のほうから原子炉等規制法二三条一項に基づく発電用原子炉の設置許可の申請が出まして、それに対して、内閣総理大臣が設置許可の処分をいたしました。その処分に対しても、地元の伊方町ないしはその周辺に居住している幾人かの人たちから、

内閣総理大臣に異議申立てをし、これは行政不服審査法による異議申立てであります。それが棄却されたので、そこでこの設置許可処分の取消の訴えを提起したというのが本件でございます。

第一の原告適格性につきましては、被告側は原告適格性がない。したがつてこの訴えというものは却下すべきだという主張をしていましたのに對し、判決はやは

りこの放射能というものが事故ある場合において多量の放射性物質を放出するとなり、それによって障害を受ける可能性があるために、そういう周辺住民と

て、どういう趣旨の判決が出たかということを最初に取り上げることにしなければならないわけですが、この事件はごく

(2) 裁判所の判断

下山 一般に言われておりますように、この判決は大まかに分けまして三つの点を含んでいます。第一が原告適格性の問題ですし、第二の点が手続の問題ですし、第三の問題が实体法上の判断に関する問題だらうと思います。

第一の原告適格性につきましては、被告側は原告適格性がない。したがつてこの訴えというものは却下すべきだという主張をしていましたのに對し、判決はやはりこの放射能というものが事故ある場合において多量の放射性物質を放出するとなり、それによって障害を受ける可能性があるために、そういう周辺住民と

いうものは、やはり原告適格性を持つて
いるのだとして、原告適格性を認めまし
た。この点、原子力関係についての、初
めての判決であるだけに、原告適格性を
認めたということは注目に値するものと
思います。

点だろうと思うのですが、実体上の判断について、裁判所が、自ら安全性に関する判断基準を設けまして、そしてこの問題點を判断したという点であります。この点に関しては、被告側は、非常に高度の専門的技術性を持った問題であるので、裁判所はそういう行政庁の判断を尊重すべきだという主張をしておりました。

の判断の仕方ですけれども、これは裁判官の読み方にもよるし、また読んで見ても裁判官の真意と言いますか、その考方がほんとうにどうだったかといふことは、いま一つはっきりしない点があるう思うのですが、下山さんは、本件子炉の安全性の問題について、裁判官自ら判断基準を設けて、それに照らし安全である、あるいは原告の言うよに不安全なものであるかどうかといふ

統を経て判断している場合においては、
著しい濫用、逸脱がない限り、それは裁判
官がタッチしえないのでという主張をし
てきたわけです。それに比べますと、や
はり安全性について裁判官がこれは相当
であるとか、これは安全でないとは言え
ないとか、こういう判断をしたといふこ
とは、何らかの実体的な基準を一応裁判
官として設けて判断しているものと思
います。先ほど最後に言いかけた点ですけ
れども、裁量を躊躇したかどうかという
点についての基準を設けて裁判所が判断

第二に手続の点ですけれども、手續は、関しては原子力規制法および原子力委員会設置法という所定の手続によつて進められたか否か、それに伴つて違法があつたかどうかという問題だけではなく、一つ注目されましたのが、憲法三条に違反するかどうかという点であります。憲法三一条問題を含め、手続、憲法、

そこで裁判所がいつたいそういう判断を尊重するという建前で、実体法上の判断をするのか、あるいは自ら基準を設けて、そのうえで判断するのか、これが目された点であります。けれども、裁判所は、明示してはいませんが、一応自分自身を立てて判断しました。しかもなまざかしく、こう正直はよ、といふ

けれども、どうも全体の構成を見ると、裁判官自ら、言ってみれば自己の積極的な判断として、こういうふうになればならないと見て、そこへ飛ぶ

はり裁判所自身の実体に関する判断基準というものを立てないとできないでしょう。手続的にみて専門技術的なものは一応尊重して、それを相当と認めるか、あるいは実体的判断をするかという問題につれて、どうと取つにかうか、や

半端を下され持していくやうだ。たゞこの資料を全面的に公開したり、あるいは告知聴聞公聴会を開催したり、あるいは

関連して、極めて注目に値する点と思われます。

手続を久くといひ主張をしてしました。これに対しこの判決は、先ほど言いましたように、原子力規制法および原子力委員会設置法の所定の手続によつて行な

二 判決文の読みとり方

(1) 裁判官の判断基準

の手続の合法性、合憲性を認めました。これが第二点だらうと思います。

雄川 いま下山さんの言われた裁判所

下山 その点ですけれども、被告側は主張していたのは、もっと積極的に裁判官といふものはそもそもそういう判断ができる、したがつて行政庁が一定の手

は、どういうふうにご覧になりましたで
しょう、都甲さんいかがですか。

都甲 裁判所が判断基準を自ら作つ
て、判断を示したというご解釈でござい
ますが、私も素人なりに判决文を読んで
見ますと、「相当である」とか、そういう
言葉が各所に使われておりますので、
國の言つているまま、國の言つているこ

とが妥当であるというふうには裁判所が言つていないのでないかという感じを受けるのでございまます。

雄川 やはり裁判官自らの判断とし
て、こういうことなら安全だということ
ですか。この場合の安全という意味には
問題がありましょうが、完全に安全だと
いうことは必ずしもないようござい
ますけれどもね。

できる線量というふうに解釈しているわけですが、それが違法ではないというふうに判決文で謳っていますね。一例を上げますとそういうことでござりますが、これはある程度判断を示しているのではないかと思われます。

(2) 判決文の論理

被ばく線量の問題が出ていたと思うのですが、そのまま読みますと「人類に影響があることが判明している最低の放射線量の数十分の一の量を許容量被ばく線量と定めるることは違法ではない」とかですね。これはわれわれ科学者の立場では一応そこは容認できるといいますか、我慢思われます。裁判所は、許容被ばく線量などについて、積極的に判断しているのですが、そのつど内容が違っています。まずこの判決は、都甲さんもおっしゃいましたように、「危険の証明のおつた線量の最低値」(判決文Cb-12)

		裁判での争点	
事件の経緯		事件の経緯	
(3) (2) (1)	原告適格	(2) (1)	裁判所の判断
原子炉設置の許可	裁判文の読みとり方	(2) (1)	裁判官の判断基準
現実に被害が発生するか	証言の取捨選択	(2) (1)	判決文の論理
原子炉設置の基準	証人の地位	(3) (2) (1)	裁判官の科学的判断
四		五 司法審査の範囲	
原 告 適 格		廢棄物、温排水等の審査	
原 子 炉 設 置 の 許 可		原子炉設置許可の内容	
現 実 に 被 害 が 発 生 す る か		六 安全性についての考え方	
原 子 炉 設 置 の 基 準		安全性能論争の土壤	
四		七 社会通念としての安全性	
(3) (2) (1)		八 科学裁判の困難性	
原 告 適 格		証拠から真実を見出す裁判	
原 子 炉 設 置 の 許 可		社会的安全基準の設定	
現 実 に 被 害 が 発 生 す る か		自然科学による安全基準の確立	
原 子 炉 設 置 の 基 準			

の判決のどこを捜しましても明示されていないのです。数値が何だかわからないということは、判断が中途半端です。それにもかかわらず「それよりもさらに数十分の一の低い線量限度を許容被ばく線量と定め……右許容被ばく線量は人類に対する危険の証明のない線量」(Cb-12)と断定しています。だからそういう意味で下山さんのおっしゃるところが一つあるわけなんですね。

ただ危険の証明のある最低値というものを認めるかどうかというのはいま非常に疑問があり、いろいろ問題があるので、この点はちょっと先に飛ばして論理だけでいきます。

ところが、この許容線量についての判断は、いつの間にか変わってしまいます。たとえば、「告示所定の許容被ばく線量は危険なものとは見られない」(Ca-13)と変わってしまって、こののです。(つまり「証明」という言葉がどこから飛んでしまったのです。

「証明」という言葉があるかないかで、論理内容はまったく違います。つまり危険がない、ということは安全だということと同じですが、危険の証明のないことは、安全ということと同じではなく、いのすりかえは、詭弁術のひとつです。

そして、更に判断の基準は変更されます。「前記本件原子炉の平常運転時にお

ける被曝評価値は現在の知見のとどまでは人類に対して何らかの障害を与えると考えられる放射線量ではない」(Cb-16)とも、またも論理がすり変わってしまっているのです。このように自然科学者の常識としては全くかけ離れた判断基準を裁判所がお作りになつたということになつてしまっています。微量放射能を安全だと言いたいのでしょうかが、これでは勇み足が過ぎています。まさか科学者がこういうようならなことを言うはずがありませんから、私としては非常に疑問に思つたのですが、いかがでしようか。許容被ばく線量などについて、判決は論理の点で二回すり替えがあるよう見えてゐるのですが。

離れて二段跳びになつてゐるのではないかということを申し上げたかったのです。

ない。そんたんますと、この半決が出来たときに新聞等に出たことですが、この判決の結論といいますか、そういう点で関する基準の立て方、それから基準に照らしてなしの判断の適否という問題は別として、この判決自身は、原子炉の安全性を確認したものだと、いうようなことがよく言われているのですが、その限りではそういうことになるのでしょうか。

下山 どうも、いま雄川さんの言われたの
ように、裁判所がかなり自信を持って現
在のデータでは安全だという科学的判断
を下してしまったことが、この判
決の非常な特色のように印象づけられた
のですけれども……。私は素人ですが現
地でも問題になつた一つの点として、地
震に関するいわゆる中央構造線の問題が
あります。これについて、敷地沖合五一
八キロメートル以内に入る可能性は少な
いという具合に極めて大胆な判断を下し
てしまつてているのですね。ここは専門家
の間で非常に論議的になつてゐる点な
のに、裁判官が勇敢に判断を下してしま
つております。

は違うのです。これはある意味では感覚的な問題かもしませんけれど、それは私の前提が、こういう原子炉の機構とかその科学的な仕組、そういうことはこの事件の裁判官としてそれはすいぶん勉強されたことでしようけれども、しかしいくら勉強してもそれは法律家にはわかるということになるとまでは行くまい。わかるというのは本当の意味で科学的に理解をする、或いは自家薬籠中のものに理解をすると、そういうことですけれども、それはおそらく率直に言えば、わかるはずのものではあるまいということなのです。私たて原子炉や東海村等に見学に行つたことがあります。そこで説明を聞きますと、ああ、そういう仕掛けになつていてるのかということはわかると言えればわかりますけれども、しかしそのことは理解をする、verstehen するところでは全くないわけです。おそらく本件の裁判官がだつて、いら申しては大変失礼かと思ひますけれども、もともとは、私の这样一个、或は社会の一般人の持つてゐる物理学や地震の知識とそんなに違う知識をもつておられたわけではあるまい。そういう意味では素人の域を出ないわけです。そういうところでいくら勉強しまして、原告、被告双方のこういった科学的な論争を聞いて、その意味を理解することはできるようになります。しようと、まことにそれは必要なことでしょうが、自分で

主体的にその是非を判断して、この点については原告側の言い分が正しいという科学的な判断をすることまでは、まことにできるはずはあるまいという前提が一つあるわけです。

そういう目でこの判決を見ますと、なるほど被告側といいますか、政府の側でこういう手続で審査をし、こうこうこういうふうなことで安全だということは相当地あると言い、それで原告のほうでそれに反することを主張しているけれども、それは採用しないと言って、いかにも判断をしているような形になっている面はありますけれども、しかしそれは裁判官が自らの科学的判断としてそういうことを言っているわけではないのではないのか。簡単に言ってしまえば、許可をしたほうの側でこういった基準に照らし、あるいはこういった資料に基づいて判断をしている、それに対して原告側がそれを攻撃しているけれども、それが明日に素人が見てもその攻撃は当るというのならこれはまたひっくり返すこともあるのでしょうが、そういう意味で許可をした側の安全性判断を覆すほどのものはない、そういうトーンでずっと判断しているような気が私にはしたわけです。その限りでは、この種の事件に対する裁判官の判断としては精一杯ではないかとう感じです。

三 裁判官の科学的判断

雄川 私の読み方はちょっとその点で

か、或は社会の一般人の持つてゐる物理學や地震の知識とそんなに違う知識をもつておられたわけではあるまい。そういう意味では素人の域を出ないわけです。そういうところでいくら勉強しましても、原告、被告双方のこういつた科学的な論争を聞いて、その意味を理解することはできるようにはなりましょうし、またそれは必要なことでしちゃうが、自分でこれが見てもその攻撃は当るというのなら、これはまたひっくり返すこともあるので、しようが、そういう意味で許可をした側の安全性判断を覆えすほどのものはない、そういうトーンでどううと判示しているような気が私にはしたわけです。その限りでは、この種の事件に対する裁判官の判断としては精一杯ではないかといふ感じです。

(1) 証言と反対尋問

気がしてなりません

それは等しいことをやっている。そこにはこの論理構成のなか辻褄が合わなくなつていく原因があるのでないかという

ら、そのデータを採択するとは言つてい
ないと受け取られます。だけど実質では
そこ二等へ、三三とやつて、る。そこ二

す。したがって、表面的には妹川さんか
言われたように、行政庁の判断につい
て、明白に逸脱、あるいは濫用がないか

示されていないけれども、何らかの形で自分が基準をたてて取捨しているわけで

に対して、どれを取るか、どれを捨てるかという判断は一応している。裁判官のたてた取捨の基準は必ずしも明確には提

いかにも自らの判断で下しているようになつてゐる。被告あるいは原告のデータ

下山 協定の実際上の組み立て方、あるいは論理構成はいま雄川さんが言わわれたような形で、進められているわけであります。しかし形式的、あるいは表見的には

証人の証言は採用できない」と断る。

第三番目、「よって住民側証人の証言による住民側の主張には理由がない」と断るところ、いか構成になつてゐるのではないかと思うのです。

雄川 そういう構成になつていますね。

植田

こういう構成について私自身としては不當だと思うのですけれども、これが一貫して成立するとしますと、これはやはり住民側は国側の論理が崩せなかつたという意味で、成功しているとは言えないということになるのではないかと思ふのです。ところがここに二つだけこの論理の弱点があるようだ思うのです。それは国側の証言が反対尋問で崩れたらどうなるのかという問題なのです。矛盾を生じた場合にどちらを見るかということになつてしまふのです。

もう一つの点は住民側の証言に国側が反証できなかつたらどうなるのだろうといふ問題が生じてしまふ、この二つの場合がこの裁判の中でどのくらいあつたのだろうか、それがなかつたのだろうかといふことが、どうもこの裁判のポイントのようだ思うのですが、いかがでしようか。

(2) 証言の取捨選択

雄川 いまの点、これは下山さんがどういう感想を抱かれたのかお伺いしたい

と思いますが、その前にいま言われたこ

とについての私の感想ですが、これは法

(3) 証人の地位

法律の方ではこういうことはごく当たり前のことなんですが、普通の裁判でも相反する証言が出ると、いふことはいくらもあることなのです。その場合、裁判官のいわゆる心証で、この人の証言を取り、この人の証言は取らないということをするのは、これもごく普通のことなんですね。それが、社会の一般的知識経験によつて事実の存否を知り得るという意味での普通の事件ですと、それこそ証拠の取捨選択は裁判官の本職であつて、少し極端な言い方をすると、その取捨選択についてはある意味では裁判官は神さまと見てもいいわけなんですね。それで、それがなりの基準があつて、それに照らしてこないふ証言は信用できるけれども、こういう証言は信用できないという判断をするのです。

雄川 いまのような問題は都甲さんはどういう思想をお持ちでしようか。多少これは法律的な問題になるのですが、都甲 最初からあまりフォローしておらずつと貫徹してやつてきたかといふと、訴訟過程を見ている限りでは私は疑問に思えます。

雄川 いまのような問題は都甲さんはどういう思想をお持ちでしようか。多少これは法律的な問題になるのですが、都甲 最初からあまりフォローしておらずつと貫徹してやつてきたかといふと、訴訟過程を見ている限りでは私は疑問に思えます。

雄川 これは、みなさんが言われているように、いつたい科学裁判の問題を裁判所でどこまでタッチして、どういう判断を下せるかということになり、座談会の結論のところで論議すべきことになると思いますが、結局そこへ行き着いてしまふようです。

雄川 確かに判決文を読んで見ます

と、少なくとも文言のうえでは下山さんますと、甲の証言を取り、乙の証言を捨てるという基準を立てるということ自体、普通の証言の取捨選択とはちょっと違う問題があるような気がするのですね。

下山 おっしゃるとおりだと思います。しかし訴訟過程においての政府側の主張とそれを突き崩す原告側の主張とい

下山 おっしゃるとおりですね。これ

を展開してきたかというと、疑問に思われます。これは私が準備書面を読んだか

は雄川さんと同じ感想を原告の弁護団も持つてゐるのです。今度の判決は実体に着目して、自ら判断をしているような形をとりながら、国側の主張を採択しただけではないかと、言つてゐるようです。

雄川 ちょっと先の問題になりますけど、裏返しますと、原告側の主張として十分な安全性のデータを出し、それを裁判所に尊重せしめるような、立証作業を十分な貫徹してやつてきたかといふと、訴訟過程を見ている限りでは私は

どちらながら、國側の主張を採択しただけではないかと、言つてゐるようです。これは雄川さんと同じ感想を原告の弁護団も持つてゐるのです。今度の判決は実体に着目して、自ら判断をしているような形をとりながら、國側の主張を採択しただけではないかと、言つてゐるようです。

雄川 結論の話にいく前に先ほどのところの問題ですね。こうなつたときには裁判官はやりようがあるのではないかと見えますね。私などは法律家は法律家たとえば国側の証言に矛盾があるので、この判決理由の中から搜しますと大きな矛盾が全部で三つあるのです。

一つは原子炉の立地審査のところで、「右認定に反する証人内田の証言は採用しない」(Cd-I) というのがあります。

内田という人は国側の証人で、立地審

1978.7.1 (No.668)

リスト

を判断する安全審査会の会長なんです。つまりこここの審査をやる一番のポイントの人なんですね。ポイントの人の証言を探用しないとずっと書いてしまっていります。そうしますと何がいったい審査の基準だったのか、読んでいて非常に疑問に感じてしまつたところが一つある。

それからもう一つの点は LOCA 時の被覆管の健全性の問題を扱つてるので、すけれども、この LOCA 時という的是冷却材喪失事故の場合なんですか、も、このときに判決の中ではこう扱つてあります。「証人三島は被覆管の LOCA 時における破裂は多くて四割ぐらいある旨証言するが、前示認定に照らし採用しがたい」(Ce-23) とあるのですね。この三島という人は原子炉燃料の専門家で、三島さん以外に燃料関係者はいないのです。そうしますと一番燃料について詳しい人の証言をばり切つてしまふといふのはいいみたいなんだろうか。

それから三点目と申しますのは、安全審査において、仮想事故として炉心溶融を考えるかという問題ですが、このところでは判決で「仮想事故として炉心溶融に至ることまでは想定するが、更に格納容器その他の……健全性を失う事態までは……予定しておらず、従来の……立地審査においても右立地審査指針制定者

を判断する安全審査会の会長なんですね。つまりこここの審査をやる一番のポイントの人なんですね。ポイントの人の証言を探用しないとずっと書いてしまつて、いる、そうしますと何がいったい審査の基準だったのか、読んでいて非常に疑問に感じてしまつたところが一つある。

それからもう一つの点は LOCA 時の被覆管の健全性の問題を扱つてるので、すけれども、この LOCA 時という的是冷却材喪失事故の場合なんですか、も、このときに判決の中ではこう扱つてあります。「証人三島は被覆管の LOCA 時における破裂は多くて四割ぐらいある旨証言するが、前示認定に照らし採用しがたい」(Ce-23) とあるのですね。この三島という人は原子炉燃料の専門家で、三島さん以外に燃料関係者はいないのです。そうしますと一番燃料について詳しい人の証言をばり切つてしまふといふのはいいみたいなんだろうか。

それから三点目と申しますのは、安全審査において、仮想事故として炉心溶融を考えるかという問題ですが、このところでは判決で「仮想事故として炉心溶融に至ることまでは想定するが、更に格納容器その他の……健全性を失う事態までは……予定しておらず、従来の……立地審査においても右立地審査指針制定者

伊方の審査ではどうだたたといふことが書いてないのです。そこで内田さんの証言を読んでみましたら、反対尋間に答えて「審査会では仮想について炉心が溶融するという仮定はとつておりません」と言っています。三島という人も反対尋問で同趣旨の証言をしているわけです。定着なんかしていなさいのです。過去の事実だけをくわしく述べることによって、この場合もあたかもその通り進行したかのように思われる術は一種の詭弁です。

そして炉心溶融が起こればどういうことがなるかということについてはやはり内田さんが反対尋問で証言していらっしゃいまして「炉心溶融したものシーケンスとしては、たとえば格納容器の底を貫くとか、水と反応して爆発するとか、圧力で壊れるとかいろいろな事故を想定して考えている」という内容の証言をしておられるわけです。

つまり仮想事故で炉心が溶融したら爆発みたいなことが起こつてしまふのです。から先ほどの「格納容器の健全性を失う」という想定はしておらず」なんていうことが定着しているということになつていいのです。そういうことが判決の中にいづれい出てきますと、「国側の証言で、先ほど雄川さんがおっしゃいましたように、単純にこっちかこっちかという問題が起つて得るのではないかと思うのです。」(Ce-30) と書いてありました。

伊方の審査ではどうだたたといふことが書いてないのです。そこで内田さんの証言を読んでみましたら、反対尋間に答えて「審査会では仮想について炉心が溶融するという仮定はとつておりません」と言っています。三島という人も反対尋問で同趣旨の証言をしているわけです。定着なんかしていなさいのです。過去の事実だけをくわしく述べることによって、この場合もあたかもその通り進行したかのように思われる術は一種の詭弁です。

そして炉心溶融が起こればどういうことがなるかということについてはやはり内田さんが反対尋問で証言していらっしゃいまして「炉心溶融したものシーケンスとしては、たとえば格納容器の底を貫くとか、水と反応して爆発するとか、圧力で壊れるとかいろいろな事故を想定して考えている」という内容の証言をしておられるわけです。

伊方の審査ではどうだたたといふことが書いてないのです。そこで内田さんの証言を読んでみましたら、反対尋間に答えて「審査会では仮想について炉心が溶融するという仮定はとつておりません」と言っています。三島という人も反対尋問で同趣旨の証言をしているわけです。定着なんかしていなさいのです。過去の事実だけをくわしく述べることによって、この場合もあたかもその通り進行したかのように思われる術は一種の詭弁です。

そして炉心溶融が起こればどういうことがなるかということについてはやはり内田さんが反対尋問で証言していらっしゃいまして「炉心溶融したものシーケンスとしては、たとえば格納容器の底を貫くとか、水と反応して爆発するとか、圧力で壊れるとかいろいろな事故を想定して考えている」という内容の証言をしておられるわけです。

伊方の審査ではどうだたたといふことが書いてないのです。そこで内田さんの証言を読んでみましたら、反対尋間に答えて「審査会では仮想について炉心が溶融するという仮定はとつておりません」と言っています。三島という人も反対尋問で同趣旨の証言をしているわけです。定着なんかしていなさいのです。過去の事実だけをくわしく述べることによって、この場合もあたかもその通り進行したかのように思われる術は一種の詭弁です。

そして炉心溶融が起こればどういうことがなるかということについてはやはり内田さんが反対尋問で証言していらっしゃいまして「炉心溶融したものシーケンスとしては、たとえば格納容器の底を貫くとか、水と反応して爆発するとか、圧力で壊れるとかいろいろな事故を想定して考えている」という内容の証言をしておられるわけです。

伊方の審査ではどうだたたといふことが書いてないのです。そこで内田さんの証言を読んでみましたら、反対尋間に答えて「審査会では仮想について炉心が溶融するという仮定はとつておりません」と言っています。三島という人も反対尋問で同趣旨の証言をしているわけです。定着なんかしていなさいのです。過去の事実だけをくわしく述べることによって、この場合もあたかもその通り進行したかのように思われる術は一種の詭弁です。

そして炉心溶融が起こればどういうことがなるかということについてはやはり内田さんが反対尋問で証言していらっしゃいまして「炉心溶融したものシーケンスとしては、たとえば格納容器の底を貫くとか、水と反応して爆発するとか、圧力で壊れるとかいろいろな事故を想定して考えている」という内容の証言をしておられるわけです。

伊方の審査ではどうだたたといふことが書いてないのです。そこで内田さんの証言を読んでみましたら、反対尋間に答えて「審査会では仮想について炉心が溶融するという仮定はとつておりません」と言っています。三島という人も反対尋問で同趣旨の証言をしているわけです。定着なんかしていなさいのです。過去の事実だけをくわしく述べることによって、この場合もあたかもその通り進行したかのように思われる術は一種の詭弁です。

そして炉心溶融が起こればどういうことがなるかということについてはやはり内田さんが反対尋問で証言していらっしゃいまして「炉心溶融したものシーケンスとしては、たとえば格納容器の底を貫くとか、水と反応して爆発するとか、圧力で壊れるとかいろいろな事故を想定して考えている」という内容の証言をしておられるわけです。

伊方の審査ではどうだたたといふことが書いてないのです。そこで内田さんの証言を読んでみましたら、反対尋間に答えて「審査会では仮想について炉心が溶融するという仮定はとつておりません」と言っています。三島という人も反対尋問で同趣旨の証言をしているわけです。定着なんかしていなさいのです。過去の事実だけをくわしく述べることによって、この場合もあたかもその通り進行したかのように思われる術は一種の詭弁です。

そして炉心溶融が起こればどういうことがなるかということについてはやはり内田さんが反対尋問で証言していらっしゃいまして「炉心溶融したものシーケンスとしては、たとえば格納容器の底を貫くとか、水と反応して爆発するとか、圧力で壊れるとかいろいろな事故を想定して考えている」という内容の証言をしておられるわけです。

ができないので申しわけありませんけれども。

鶴田 ただ内田という人の地位が、伊方原発の安全審査会の会長であるということ問題が非常に大事な点ではないかと感じられるからなのですけれども……。

四原告適格

雄川 それでは多少法律問題に入つて
いきたいと思うのですが、下山さんは最
初に言われた、原告適格の問題ですが、
都甲さんちょっと疑問がおありのよう
でしたが、それを伺わせていただきたいの
ですが。

(1) 原子炉設置の許可

なのかななどいう気がするのですが、たとえ
ば、私が、家の前に自動車がしきりに
ゆう通つていて、自動車にいつはねら
れるかわからないので、極めて危ないか
ら自動車の通行を差し止めてくれとい
ことをもし訴えたといだしますと、これ
は原告適格があるのでしょうか。もしそ
うだとしますと原子力発電所ができたら
事故が起こつて自分が死ぬかもしれない
と思うのは筋が通つていると思うのです。

雄川 いま都甲さんの言われたお宅と
道路の問題ですが、多少法律的な形で言
いますと、お宅の前に道路があり、そこ

にたとえば、バスの路線免許を法律によって行政庁がするわけですが、その場合、お宅の人としては、大型バスに突っ走られたのでは危なくて仕方がない、その許可は違法だから取り消せという訴訟ができるかできないかという問題になると思うのです。これもなかなか難しい問題です。

そういう場合に、バス会社に対して、そんな危ないバスを運転してくれるな、という差止めができるとすれば、これは民事訴訟の問題になるのですが、それとは別に許可の取消を求めることができるかというわけです。これは本件の政府側でもそういうことを言っていた箇所があつたかと思いますが、ごくわかり易く言うと、要するに原子炉設置の許可というのは、単にここに原子炉を設けてよろしいということだけに過ぎないので、実際に運転をするのは四国電力ですし、そこから被害が出れば、それは四国電力が運転したことによる被害になるので、それは許可によって直ちにその被害がすぐ直接出るわけではない、あるいは被害の出る恐れのあるような状態がすぐできるわけがない。ですから逆に言えば、許可を受けたからと言って、大威張りで操業できるわけのものではないということがあるわけです。

ですからいまの場合も、バスの路線の免許を出した行政庁のほうに言わせられ

都甲 原告適格を判断する根拠に、危
け丁毛生二言りますが、もしも三つ、
うのはそのバス会社の責任であって、こ
つちの許可に文句をつけられる謂れはな
いんだという、そういう論法になつてく
るわけですね。

態に曝される。あるいはもし現実に事故が起こればひどい目に遭うという理屈になつてくるわけですね。そこで、この伊方の判決が出る前に、いろいろ新聞に予想記事等々が出たようですが、私の聞いているところでは、だいたい新聞関係では、たぶん原告適格論で門前払いをするのではないかという予想を新聞記者の方はしていらっしゃります。

問題の可否性と申しますが、それからのくらい大きいかというのが結局きいてくるわけでしょうか。

雄川 その問題が本件でも実はあるのですね。これは、法律のほうの専門家の方々には申しあげるまでもない事柄になるのですが、よくあります問題は、自分の家の隣に、いわゆる違法建築が建つ

ですね。これは、法律のほうの専門家の方々には申しあげるまでもない事柄になるわけですが、よくあります問題は、自分の家の隣に、いわゆる違法建築が建つて、その日陰になると、いうような場合、その建築許可と言いますか、正確に言いますと確認ですが、その建築確認の取り

うだというのですね。
下山 いろいろな予測がありました
が、文書提出命令が認められたから、ジ
ャーナリスト関係では、判決直前には、
おそらく九〇パーセントはもう門前払い
はしないだろうという予測をたてていた
ようになりますが。

消しを求める訴訟、要するに行政訴訟が違法に確認を与えて、そこで家が建つと自分が日陰になる、そこでその確認は違法だから取り消せ、というたぐいの訴訟はよくあります。これに原告適格があるかどうかといふのは、議論のあるところですが、その議論は本席ではいたしませんが、ただ、いまの裁判所の考え方は、だいたいそういう場合に、原告適格を認めているわけなんです。本件の場合も、要するに原子炉の許可が下りる、そこに原子炉が建つ、そうするとこういう危険状

雄川 事実はどうかわかりませんが、私の聞いているところでは、新聞社のほうで少なくともそういう予想をしていたところがあったそうです。それはともかく、私の予想としては、結論のよしあしは別として、恐らく原告適格は通過するだろうと予想していました。それは今までのそういう判決の傾向からすると、そうななるだろうということだったのですが。

リスト

1978.7.1 (No.668)

とは何もないわけですか。

(2) 現実に被害が発生するか

雄川 その点がまた問題がありまして、その点を都甲先生に確認したいといふように実は思っていたのですが、いまの、隣に違法建築物ができて陰になる、という場合と、この本件の場合とで、形は同じなのですが、ただ違っているところがあるのです。つまり日陰になると、いう場合には、これはもう現実に日陰になってしまっているか、或いはまた何メートル以上の建物が建つたら陰になると、いうこともこれは明らかにわかるわけで、そういう意味でこれを権利の侵害と言います。そういう意味でこれが権利の侵害と、利益の侵害と言うか、それはともかくとして、そういう不利益は現実に出ているわけです。本件の場合には、その点がちょっと違うわけです。原子炉ができる、ほんとうに放射能その他の被害を被ることになるのかどうかということは、まだとにかくなんともわからないわけですね。それで国側の言うところによると、原子炉そのものはだいたい安全なのであると主張し、あるいは、それは多少の放射能漏れ等の事故の危険があるかもしれないけれども、しかしそういう点に備えて、周辺を電力会社が土地を買つてしまって、考えられる事故が起こったとしても、そこから外に被害は出ないようになつてきているというわけです。ところ

が本件の原告は、その外にいる人たちだと。そうすると、先ほどの例で言えば、現実に陰になる人たち、あるいは陰になつてしまつて、その点が確実である人たちとは、違うではないか、というふうな議論があり得ます。本件の被告側ではそういう形ではしておりませんようですが、そろが本件の原告は、その外にいる人たちだと。そうすると、先ほどの例で言えば、現実に陰になる人たち、あるいは陰になつてしまつて、それに適合しているかどうかを、現実に陰になる人たちと、同じようなところもあら、先ほどの、全然これは被害のない話ではなくて、被害を受けているのだと、それでも、その微量は必ず受ける。ですかね。それは、放射能が必ず漏れる、という点なのです。必ずそれが漏れまして、その漏れた量が微量だと言えども、その微量は必ず受ける。ですから、先ほどの、全然これは被害のない話ではなくて、被害を受けているのだと、こういう問題は残るわけなのです。たとえば、陰になるとしても、その程度の陰なら許されるのかどうかという問題と、その程度の放射能なら許されるのかどうかという問題と、被害の点では、これは同じように思うのですが。

都甲 本筋に入つていくのですが、結局もうちょっと明確な形で裁判所の判断を仰ぐとしますと、一つは、国でいろいろ基準がありますね。たとえば、放射線にしますと、許容レベルを決めてあった

雄田 そういうのが訴えられるのかどうか、その辺の法的な手続は私のほうは金然わからないのですが。今度の訴訟は非常に基準問題というのが大事だと思うのです。争われているのは、国による原子炉設置の許可が不当かどうか、ということを決めたり。だからそれが違法であるかどうかというような裁判です。これは非常に明確な形で、結論が出るのではないかと、裁判所は、法的な判断を間違つてゐるのではないかと、いうことになります。

つまり二四条の一項で許可したかどうかを判断しなければならないにもかかわらず、その判断を、二三条の二項でやつてある。これはいかがでしょうか。こういうことをやってもかまわないのでしょうか。
雄川 いま言われたのは、どういうことですか。

鶴田 二四条の一項が許可の基準にならるわけです。二四条一項の一・二・三・四号が許可の基準で、そのうちのいま争われているのは、四号ですね。ところがそれで判断すべきところを、裁判所は、単に申請書の様式を定めた二三条の二項でやっているのです。

都甲 そのあと、原子炉の設置の許可に関する規則ということが書いてあります。

鶴田 その規則の問題は、また別の問題があるのではないかと思うのですが。

しかし全く見当違いのことと、違法であるとか、違法でないとかいうようなことをここで言われているとすれば、これはいったいどういうことになってしまって

いるのだろうか。

雄川 二三条の二項のほうは、提出書類ですが、この提出書類に書かれたことを審査するわけですから、提出書類に書かれた内容が、原子炉の具体的な内容になるわけでしょう。それが二四条の一項の定めの許可基準に照らして、許可すべきものであるかどうか、という判断を、行政庁はすることになるし、裁判所は、その判断が二四条に適合しているかどうか、という判断をするのでしょう。

鶴田 問題は、二四条の一項の四号で、原子炉による災害防止上支障のないものであること、という部分なのです。が、これの中に、二三条の二項は含まれ

るけれども、しかし二三条の二項というわけです。二四条一項の全部を含まないわけです。その場合に二三条二項記載事項だけ審査したのではだめで、もっと広い概念の審査が必要であったわけです。たとえば廃棄物の最終処分の問題とか、廃

炉処分の問題、立地条件の問題、温排水の問題、がぼつと切られてしまつて、ということになってしまふわけですね。

五 司法審査の範囲

(1) 廃棄物、温排水等の審査

雄川 それについての、この裁判所の判断は、これは下山さんどういうことになつてゐるのですか。

下山 私もその点は、非常に疑問に思つた点でございまして、原告適格性を認めながら、しかもなおかつこの温排水だとか、運搬だとか、あるいはその廃棄物の処理等々につきましては、これについては、本審査の対象ではない、という具合に切つてしまつたわけですね。一種の被害を受ける恐れがあるから、といふところに、原告適格の基礎を認めたわけ

でしよう。

雄川 ただ温排水になると、やはり同様に書かれた内容が、原子炉の温排水だとか、運搬だとか、あるいはその廃棄物の処理等々につきましては、これについては、本審査の対象ではない、という具合に切つてしまつたわけですね。一種の被害を受ける恐れがあるから、といふたわけですね。

雄川 廃棄物の処理の点は、一応入れてあるのでしよう。

下山 入れているわけですから……。

雄川 それは本来審査すべきことだ

ね。

都甲 原告らがこれを主張する実体的

については、運搬、温排水の影響、それから廃炉になった場合の原子炉の措置、これまで審査の対象ではない、としたことについては、やはり原告適格性の問題と絡めて、いったい裁判所の審査対象をどこまでにするか、やはり議論の余地が残るのではないかと思います。

雄川 一つは、原子炉等規制法の構造と言ますが、それがどうなつてあるかといたることにもよるのでしよう。言い換えれば、この原子炉設置の許可で、どういうことを許可のスコープに入れて判断するか、ということになるかということですね。つまり原子炉ないし発電所のトータルな安全の問題ですと、これはいろいろな法規によって規制されているわけで、原子炉等規制法の設置許可制度はその一環でしよう。ごく簡単に言えば、先ほど

のバス会社と同じ理屈で、四国電力に対して、あるいは事業者に対しても、これは危険だからその操業を止めるとか、あるいはなんとかしてくれという形でもつてきますと、それが安全なものか、危険がかかるかということは、トータルな形でそこで問題にされるわけです、その全部の点について。

ところが、本件のような形で、許可処分というものを問題にするところ……。

下山 しかし、二四条の第一項第四号というのは、災害防止上支障がないといふことで極めて概略的に書いてあるので

1978.7.1 (No.668)

す。厳密に、その要件を列挙して、それと適合するか否かだけを判断するのではなく、極めて包括的な、災害防止の規定を置いている、それを排除するならば、除外する論理構成をしないと、やはり納得でき niedtです。

雄川 その辺は、その許可処分のなかにこの法律で何を入れているかという、その解釈問題に帰着をすることになるのでしょうか。裁判所は、この許可制度の問題ではない、と言ふのですね。

下山 ただやはり、二四条の第一項の第四号というものは、安全性確保の措置を謳つたということ以外に、受け取りようがないと思います。そうすると、安全性に関しての、いわゆる包括的な審査といふものが、どこかでなされなければならぬという、そういう……。

雄川 それが、原子炉設置の安全性なのがどうか……。

下山 しかしここでは、原子炉を設置した場合に安全か、という問題として提起されているのですけれどね。四号は「原子炉施設の位置、構造、及び設備が核燃料物質により汚染されたもの、または原子炉による災害防止上支障がないものである」と、設置位置まで含めて極めて包括的に書いてあるのですけれどね。

植田 原子炉が災害の原因になつたら困るからというので、二四条二項があるので、その原子炉が災害の原因になる温

排水などというのは、これは……。

都甲 それが非常に争われているポイントだと思います。

植田 湿排水は原子炉による災害ですから、この話の中に入っているのではなく、いかと思うのです。廃炉だってそういうの

だと思うのです。耐用年数は何年で切れるとか、通達とか、そんな種類のもの

か知りませんが、一〇年ぐらいから三〇年ぐらいの間には廃炉になってしま

ので、ただちに影響は生じないといって

も、一〇年後はもう「ただち」のうちに

入つてしまふのではないかでしょう。裁

判たつて四年かかっているわけです。だ

からそういう意味では、これを審査しなかつたということは、やはりおかしいの

ではないかと思うのです。

それと、先ほども基準の問題から議論になつたのですが、基準はここに書いてある二三条の二項だけではなくて、都甲さんもおっしゃいましたように、原子炉

設置の許可に関する規則などいろいろな規則だと指針だとが基準になつていいわけで、たとえばここで規則の一条

二項を許可の基準としてどうこう云々と

いう議論があるのですが、これも私どもからみると非常にわからない話になつて

くるのです。つまり、規則だと、政令は役所の内部の手続の問題で、法の委任

は受けていない場合ですから、したがつてそんなものがなぜ第三者に対抗できるのだろうか。まして裁判所を拘束するの

だろうか、ということの問題があるので

らざるを得ないものかどうか、そういう問題に関するわけです。

これは、自然科学の先生方にうかがい

つまり政府と住民との間の関係というの

は、法律でならどうこうということが

ないところですが、それが政

府自身が勝手に決めた、政令とか、告

示だとか、通達だとか、そんな種類のも

ので、いいとか、悪いとか決められて、

そのとおり動かされるのだとしたら、こ

れは法の支配が存在していると言えるの

だらうか。日本の民主主義にとって、重

大な危機のような気がするのですが、こ

の点、いかがでしょうか。

雄川 そういう法治主義の問題は、ま

た一つの大問題ですが、その一般論はど

もかくとして……。

にやつてなくて、大学の教養で法律を学んだ程度の知識から言いますと、これは

どうしても理解不可能ですね。

六 安全性についての考え方

(1) 安全性論争の土俵

雄川 一般的にそういう行政基準や通

達の問題の持つ意味だと、あるいはそ

れが法律制度上に占める意味の問題が一

つ。もう一つは、やはり本件に限つて言えれば、こういう科学上の問題について、

法律的基準を書くとすると、いつたいど

も、しかし社会的安全と言ふのでしょ

うか、或いは工学的安全と言ふのでしょ

うか、許される範囲内であればそれは安全

だと言うのとでは、これは安全の観念が

違うわけです。それで、たとえば一方

は、後者の考え方立つて安全だと言

う、片方は前者の考え方立つて安全で

ないと言つたのでは、これは噛み合わない

いし、また双方が後者の立場に立つて、その許容限度の一般的認識がちがうと、具体的な議論も噛み合わないわけなんですね。

本件では、そういう意味では、基本的には、同じ了解のうえに立つて論争が行なわれたのか、それとも基本的な了解そのものが双方の間で違っていたのかといふ点が、これを読んでみてももう一つよくわからないのです。そこいらは都甲さん、どうご覧になりますか。

都甲 ご指摘のとおりなのです。私も

ほんとうに原告側が社会通念としての安全性を満たしていない、と主張しておられるのか、あるいは、理論的、あるいは絶対的な安全性を満たしていないと主張しておられるのか、その辺が、これを見ても明らかでないのですね。ですが、技術的に考えますと原子力が安全確保に努力しているといつても、その安全目標というものは、あくまでも社会的な安全といふことになるだろうと思います。ですから、

下山 社会的通念での、いわゆる安全性というのは、どういうことになるのでしょうか。

(2) 社会通念としての安全性

都甲 たとえば、社会がその存在を容認している、というような意味でございまして、たとえば、例を飛行機にとりま

行政強制 行政権の実力行使

雄川一郎・金子宏・塙野宏
新堂幸司・園部透夫・広岡隆

行政強制論は、ひとつの行政法ののみならず立法政策論上も実務上も各種の重要な問題を内包している。にせいかわらず、必ずしも一般には深く取り扱われてこなかつた。本書がこの領域において一層の理解と関心を得るために役立つれば幸いである。

「行政強制」論の意義と限界——序にかえて—— 那須 泰
[第一章 行政強制のシステム] ①行政強制の法律・条例の根柢 ①強制手段と法従の根柢 一般／イソ・日本の解釈学説／民事裁判における判决手続と強制執行手段／戦後立法の基本的考え方 ②行政代執行法と条例 ③行政上の義務の履行強制と民事上の強制執行 ④行政上の強制方法のある場合／ない場合 ⑤即時強制と条例 ⑥行政後の制度改革 ⑦田税徵收法の改正 ⑧審理法の制度の改正問題 ⑨行政強制の比喩的的位置づけ ⑩イソ型 ⑪アメリカ型 ⑫日本型 ⑬まとめと展望 [第二章 行政代執行の諸問題] ①代執行の対象たる義務 ②代執行の範囲 ③代執行と義務化代執行 ④代執行の対象たる義務 ⑤代執行の要件 ⑥代執行に対する抵抗の排除 ⑦代執行と第三者 ⑧物件の保管 ⑨代執行費用の徵収 ⑩私権の変動等と代執行 ⑪実務上の問題点 ⑫第三章 行政代執行以外の義務履行確保の諸問題 ①義務履行確保の実務例 ②直接強制の諸問題 ③執行罰の諸問題 ④課徴金の諸問題 ⑤課徴金の概念 ⑥自動車に対する課徴金 ⑦加算税 ⑧公表制度の諸問題 ⑨公表制度の機能・性格 ⑩公表制度と法律の根柢 ⑪私権との関連 ⑫公表と教諭 ⑬給付強制行為 ⑭展題 [第四章 即時強制の諸問題] ①即時強制の概要 ②即時強制の相手方の地位 ③即時強制と直接強制の關係 ④即時強制における強制のモード ⑤「その性質上義務を命ずることによってはその目的を達し難い場合」 ⑥行政調査との関係／厚生行政の事例 ⑦即時強制の実態 ⑧即時強制の事例 ⑨行政運営上の問題点 ⑩即時強制の実態 ⑪即時強制と費用の徵収 ⑫民事および代執行との比較 ⑬実態(食品衛生・税務関係) ⑭即時強制と令状 ⑮即時強制と令状 川崎民商事件／荒川民商事件 教育手続 [第五章] 総括

雄川 その点が私もちよつとわからなかつたのですが、容認できるということ、こういう議論になるわけですね、結局は。許容レベルの考え方か……。

都甲 それは、やはりその被害がゼロではないけれど、容認できるかどうか、この辺のところは、あくまでも社会的な安全といふことになるだろうと思います。ですから、その社会的安全性といふのは、社会通念ですから、結局社会の選択ということになるのだろうと思うのですが、その辺の議論はやはりいちばん最初に明確にしておく必要があるのではないかと思います。

下山 社会的通念での、いわゆる安全性というのは、どういうことになるのでしょうか。

1978.7.1 (No.668)

機を飛ばしている、という意味での、常識的な或いは法律制度的な意味での容認ということなのか、あるいは、こういう原子炉の場合に限つて言いますと、それはもう理屈としては、恐らく絶対安全なものというは、これはあり得ないことです。ですから厳密に言えば、何パーセントかの不安定な要素は必ず残る。しかしそれは、科学的に言って、それでも安全だという意味での、許容という意味なのかというのがよくわからないのですが……。

雄川 そういうふうにおっしゃられますと、だいぶ話は違うよう思うのです。つまり、都甲さんの話にしろ、雄川さんの話にしろ、住民側のほうが絶対を要求しているのだ、と言われておられるようになりますが。

雄川 そうではなくて、私の疑問というのは、そういう意味で、共通の認識に立つて、そこで議論が噛み合つてゐるのか、あるいはその点が違うのか、或いは双方それぞれの議論の中にも違つた観今が入つてゐるのかということです。

植田 その話ですと、むしろ国側のほうが安全に絶対に近い表現をしていませんか。

たとえば、先ほどの話で、仮想事故の話なのですが、雄川さんはよくわからぬ

る炉心溶融の問題で議論している問題、いと言われましたが、判決で言われていたり溶融などはしないのだ、という前提でやっているのだ、という形で、それから先はないことになって、審査をしないわけですね。また、地震による事故は考えないと、いくら大きい地震が起きても大丈夫なように作つてあるのだ、ところの判決にも書いてありますね。

つまりそういう話をなさつていているのはどちらかと言えば、国側の話であつて、住民側のほうは、そうは言うけれども、もつとちゃんと審査してくれなければ困るではないかというふうに言つていると思うのです。

それと、先ほどの、社会的に容認されたと言われるのですが、社会的に容認されるについては、社会的に容認されるだけの実績が必要なのでですね。つまりどのくらい危険なものがわからない間は、社会的に容認されるということもないわけなのです。もう一つは、社会的な容認というのは、社会的に利益があるといふことになるのでしょけれども、このようにして、この問題では、原子力でなければならない、ということをまだ誰も証明していないですね。

つまり四国電力のこの事件についてても、四国電力が出している書証、つまり原子力の必要性の書証というのは、いいぜい「我が国エネルギー問題の長期

望」というような市賑ざれていた。本題だけですね。つまり四国電力として、どうなさってない。そういうことになるのか、といふと、必要な程度、原子力でなければならぬのか、ということも含めて、必要な程度がはつきりしない。害の程度もはつきりしない。それにもかかわらず、事実行為だけ、原子炉を建てて運転するという事実行為だけ進行している。

七 原子力利用と子孫への影響

(1) 利益と被害のバランス

植田　さらにその議論の中でもいちばん大事な点で抜けているのは、これは原告側、住民側にしてもそうなのですが、われわれの子供や孫たちの問題が抜けてしまる。つまり、原子力を利用して、われわれが仮りに利益を得たとする、しかし原子力を利用した結果眞の被害者は子孫なんわけなのです、子供たちなわけです。原子炉の廃炉を始末をするのも子孫です。しかし、そのほかの汚物の処理をしなければならないのも子孫ですし、もう一つ、準備的な障害を受けるのも子孫です。しかしながら、それはいかに利益と被害とをバランスをとる事実行為だけ、と言つても、バランスのしよう

子供たちの利益を守るために、親権者としての訴えができるのかどうか。つまりこことのところの問題が、これから問題として、非常に大事になつてくるようと思ふのです。

つまりいままで言われている利益と被害とのバランスなんて、いうものが通用しない領域での議論ではないかと思うのです。ですから先ほどの安全の問題、絶対安全の問題とかというのは、何かわれわれだけの、自分たちだけのことを考えているのではないだろうか、という気がして仕方がないのです。

（2）原子力発電のリスク

都甲 その点で一、三お答えします。

まず原子力でなければいかんか、ということを証明するのは、ちょっと疑問に思うわけです。つまりもし社会として、電気がほしいということになりますと、いろいろな電気を起こす方法がありますが、いろいろな電気を起こす手段、それぞれやはりリスクがあるわけです。それを全部比較してみまして、それらに比べて原子力のほうがもし小さければ、十分社会が容認できる、という立場もとれるかもしれません。

ですから、原子力は絶対いるんだ、といふ証明をする必要があるかどうかといふ

うのには、私はちょっと疑問があるので
す。

評価というのは、これはいろいろな点で、たくさん文献が出ていることはご承知だらうと思います。これはたぶん今までの研究結果ですと、天然ガスを使うのに次いで、原子力がリスクが小さい、二番目に小さいというのは、ご存じだと思います。しかも一番大きいのは、石炭

で、その次が火力とか、地熱その他も全部評価してございます。社会に対するリスクの評価です。そういたしますと、原子力と天然ガスが競立つて小さいという結果が得られていると思います。

植田 原子力を推進しようとする人たちは、原子力は安全だと言っている文献があるのは知っていますが、しかし、原子力について、いま私たちが提起した問題は、現実の放射能の被害ということの問題もさることながら、それが子孫に与える問題というものは、そこの中には、全然含まれていないのではないか。

う考えの中には、当然遺伝的な影響も含めて勧告が出来ているということは、もうご承知だろうと思ひます。

また現在の原子力発電所で考えておりまます、たとえば一年間に五ミリレムとか、そういう線量は、当然これは遺伝的な影響も含めて容認できるというふうに解釈しているわけです。

樋田　それは、そういうふうに解釈なさるのは勝手ですが……。

関係と言いますが、あるいは科学者の立場としては、裁判所にどういうことをお望みになるか、あるいはこういうことはいつたい裁判所としてできることだらうか、というようなご質問がありでしょ。また法律家としては、法律家の見方があつて、締めくくりにさせていただきたいと思います。

八 科学裁判の困難性

な安全問題の実体問題になってきたようですが、これを論じるにとって、短い時間内では、両先生をお互に納得いくよう結論は出ないと私は思います。またそこに本件の問題が激しく争われた理由もあるのでしょうか。本席では、そういう問題点が出てきたということで我慢せざるを得ないよう思います。

植田 まずこの裁判で、いろいろな議論があつた中で、科学に対しても、裁判官は素人だと言われるのですが、いわゆる専門家といっても、最初は誰でも素人から出発するわけです。ですから裁判長も四年間余も勉強すれば、相当の玄人になっているはずなのです。ところがこの裁判では前後四人裁判長が替っている。

せつから証拠調べをやった村上裁判長が、結審のちょっと前にお辞めになつてゐる。つまりどういう争いがあつたのか、ということについて、自分の耳で聞いた裁判長がいなくなつてしまつた。ということになれば、これではやはり素人裁判官ということにならざるを得ない。特に、最後の柏木裁判長は、着任後すぐ判決文を書く作業に入つてゐる。科学裁判をやる限りは、少なくとも自分が専門

・ ジュリスト500号記念特集

判例展望

—判例理論の再検討—

□法律学の各分野における重要な論点90項目について、最高裁の判例を中心として、判例法がとっている理論がどうであったか、どのように動いてきたか、学説との関連で、どう評価すべきか、また、どうあるべきか、を徹底的に再検討する画期的な総合判例研究。

□定価1300円 B5判592頁

一有斐閣

リスト

1978.7.1 (No.668)

家になるのだという意識でやる必要があるのに、こんなに簡単に首のすぐ替えをされたのでは、たまたまものじゃないだろうと、こんな気がするのです。

もう一つは、科学裁判においては、やはり証拠の中から真実を見出すことが不可能の場合があるだろうと思います。すべてがそうだとは思いませんが。ですから証拠の中から真実が見出せるときに、素直に見出して、証拠の中から真実は、素直に見出せないときには、素直に見出せないといふことをやつたうえで、それでなおかつ合理的な、つまり法に照らして、違法があるのかないのか、という点で、裁判をしてくればいいので、つまり無理をなさると今回のような詭弁だらけの裁判になってしまふのではないだろうかとそんな気がするのです。

(2) 社会的 安全基準の設定

都中 私は、今度の裁判が、従来の科學問題の裁判といちばん違うのは、やはり危険の可能性についての訴訟だったと思うのです。実際に被害が起こった例といふのは、世界中でまだ一つもないわけですから。それで裁判所としても非常に判断に苦しめたのではないか、という気がするのです。

今後とも、この原子力だけに限らず、いろいろな問題に関して、高度の文明社会になるに従いまして、万一の場合の被

害が相当大きいというケースがいくらでも出てくると思うのです。たとえば、飛行機にましても飛行機がメーデーの会場に落ちたらどうなるかとか。確率は非常に小さいのですが、万一そういうことが起りますと、かなり大きな被害になると、いろいろな場合は、いろいろな場合に出てくると思うのです。それは結局どういうふうに判断するかというと、やはりどのくらい安全なら、社会が安全と認めるか。

先ほどございました社会通念としての安全性と言いますが、それに対して、やはり裁判所が、いつかの時点で判断を下していくしかないといつまでたってもこの安全論争というものは尽きないのではないか、という気がいたしますが。たいへん難しい注文かもしれません。

(3) 自然科学による安全基準の確立

下山

法律上いろいろの点について興味を惹きますが、とくに安全問題というものは、もちろんの形態で最近訴訟になっているだけに注目に値します。しかし、この訴訟では、最近のほかの安全性に関する判決と違って、一つ新しい点をつけ加えました。それは、「許可処分の違法性を主張するものが、当該原子炉の危険性、換言すればその安全に関する判断の不當性を立証すべきであるとの結論を導

いている点です。これは非常に注目に値する指摘だらうと思っております。ただし、裁判所が行なった判断がこの一貫原則にしたがっているかという点に

振り返ってみると、やはり安全性に關する問題というのは、非常に高度の専門技術的な問題を含んでおりますので、なかなか自然科学に素人の裁判官の判断にはなじまない要素をもっていることは事実です。この安全性に関する問題は、理想的に言えば、すぐれて行政手続、事前手続を完備しない限りは、克服し難い問題だらうと思っています。これははかの分野で安全性の問題にタッチしておりますが、まことに人間の生存といふことに関しても、まず自然学者の間で、安全性に関する、見解の相違を煮つめてももらいたいという気にはなります。

まさに人間の生存ということに関連することなので、そこに原点に置きながら、自然学者の間でもっと対立を煮詰めてもらわないと困るように思います。どうしても法律家というものは、自然科学の争いに対しては一定の限界がありますので、まず自然学者間で結論をうる手続を介在させない限りにおいては、素人の裁判官では判断が困難になつてまいります。

しかし、そういう手続が保障されていない状態にあるとき、裁判官が自然科学的争点についても、判断を差し控え

て、行政手続をストレートに尊重することになるかといえば、そうはなりません。やはり人間の存在の原点にかかわる安全ということを理由にして訴えてきたときには、裁判官にとっては非常に苦しいかも知れませんが、両者の主張を聞いて判断を回避することはできません。そこで基本的に行政手続において、しかも広く自然学者の協力を求めて、行政の事前手続の過程で争点を煮詰めるのを理想とし、その手続がないときは、人間の安全性に関する問題だけに裁判所自ら人間の安全を侵すか否かといふ点につき科学判断をしなければならない。しかもこの場合には、自然学者の知識というものを、最大限に活用し、しかしその中で人間の安全を確保する観点で合理的な判断を裁判所自らさぐらなければならぬということになるでしょう。この過程は、裁判官にとって非常に酷であるけれども、回避することのできない過程ではないかという気がします。

今回の判決では、行政手続の判断過程で、合理的な事前手続が保障されていない以上、裁判所自らその内容にまで立ち入つて判断する過程を踏もうとした点は評価えますが、その判断がはたして合理的なものとして検証にたえうるかどうか疑問に思われます。

雄川 お忙しいところ、長時間にわたるべくものではな」「原則として被告（政府側）の立証すべき事項」だと強調